

有機農業推進事業業務委託  
提案競技募集要項

令和6年4月  
福岡市農林水産局農業振興課

本募集要項は、「有機農業推進事業業務」(以下、「本業務」という。)の提案競技に関し、提案に必要な仕様及び募集内容について定めるものである。

## **1 委託件名**

有機農業推進事業業務委託

## **2 目的**

国のみどりの食料システム戦略において、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大することとされている。

有機農業とは、化学肥料・農薬を使わず、可能な限り環境に配慮した栽培方法であり、土壌環境や生物の多様性など農業生態系を守ることに繋がるため、全国的に注目されている。

また、日本では化学肥料原料を輸入に頼っており、肥料価格が国際情勢に左右されやすく、農業経営も影響を受けやすいという課題がある。

このことから、環境に配慮した持続可能な農業生産と安定した食料供給実現のため、化学肥料の使用低減を含め、有機農業を推進する必要があると認識している。

本市においては、JA福岡市が赤とんぼ米(無農薬、減農薬、減化学肥料)に取り組むことを通じて、農業者、市民(消費者)ともに、環境に配慮した農業に対する意識が高いのではないかと推測しているが、市内の有機農業実施者として市が把握している数は数名に留まっている。今後、本市において、有機農業に興味がある農業者の掘り起こしを行い、農業者を対象とした研修会や市民に向けた有機農産物のPR活動を実施し、有機農業・有機農産物を新たな選択肢の一つとして取り入れてもらうことを目的とする。

## **3 履行場所**

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部農業振興課 他

## **4 履行期間**

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## **5 企画提案内容等**

- (1) 基本仕様書 資料1のとおり
- (2) 審査基準 資料2のとおり
- (3) 業務委託予算上限額 4,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)  
提案価格が業務委託予算上限額を超える場合は、失格となる。
- (4) 企画提案書  
資料1、資料2及び「10 企画提案書提出」を基に企画提案書を作成すること。
- (5) 特記事項
  - ・ 「(1)基本仕様書」を実施するための必要経費は、全て「(3)業務委託予算上限額」に含まれるものとして見積書に記載すること。
  - ・ 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等、権利関係については、受注者において処理することを前提に提案すること。
  - ・ 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

## **6 参加資格**

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。複数の事業者で構成する共同企業体(以下「コンソーシアム」という。)として

参加する場合は、コンソーシアムのすべての構成員が参加資格を有する必要がある。なお、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のコンソーシアムの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 福岡市内に本社がある者、または支社、支店、営業所等がある者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## **7 スケジュール**

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 募集開始      | 令和6年4月 25 日(木)     |
| (2) 質問締切      | 令和6年5月 13 日(月)12 時 |
| (3) 申込締切      | 令和6年5月 23 日(木)17 時 |
| (4) 参加辞退      | 令和6年5月 28 日(火)17 時 |
| (5) 提案締切      | 令和6年6月 4 日(火)17 時  |
| (6) プレゼンテーション | 令和6年6月 7 日(金)(予定)  |
| (7) 事業者決定     | 令和6年6月 10 日(月)(予定) |
| (8) 契約締結      | 令和6年6月中旬           |

※応募多数(7社以上)の場合は一次審査(書面)を実施し、上記スケジュールが1、2週間延期となる場合がある。

## **8 質問書の受付及び回答**

- (1) 質問の受付

基本仕様書等に対する質問がある場合は、提案競技質問書(様式1)を提出すること。

- (2) 質問の受付方法

「19 問い合わせ先・提出先」へEメールにより照会し、質問書を提出した旨を電話連絡すること。

※件名欄に【有機農業推進事業業務提案競技】と記入すること。

(3) 受付期間

4月25日(木)から5月13日(月)12時まで(必着)

(4) 質問の回答

5月20日(月)17時までに福岡市ホームページに掲載する。また、質問の回答が基本仕様書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって基本仕様書等の内容に変更があったものとする。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

## 9 参加申込方法

本件に参加を希望する事業者は、基本仕様書等を熟読のうえ、以下により申込みすること。

(1) 申込締切

5月23日(木)17時(必着)

(2) 受付場所

「19 問い合わせ先・提出先」

(3) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は必着)すること。電子メールでの提出は不可とする。

※ 持参する場合は、事前に来庁日時を連絡し、平日9時から17時までに持参すること。

※ 郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日から3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、③～⑩については、「令和4・5・6年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、提出を免除する。

① 提案競技参加申込書(様式2)

② 会社概要(事業概要が分かるパンフレット等でも可)

③ 登記事項証明書(法人の場合)

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも

可)

⑦ 委任状(様式3)

注1)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書(様式4)

注1)様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑨ 役員名簿(様式5)

注1)様式5に、代表者及び役員(⑦の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2)この情報は、市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑩ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1)法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2)個人の場合は、様式6をもとに作成のうえ提出すること。

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、5月28日(火)17時までに「19 問い合わせ先・提出先」宛に郵送(必着)又は持参により参加辞退届(様式7)を提出すること。

## 10 企画提案書提出

(1) 提出締切

6月4日(火)17時(必着)

(2) 受付場所

「19 問い合わせ先・提出先」

(3) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は必着)すること。電子メールでの提出は不可とする。

※ 持参する場合は、事前に来庁日時を連絡し、平日9時から17時までに持参すること。

※ 郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

本提案競技に参加する事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、すべての書類について、正本以外は提案事業者が分からないようにしたうえで、当方から知らせる各事業者名を識別するための記号(A社、B社等)を記載すること。

① 企画提案書

・書式自由、A4サイズ、横書き、10 ページ以内(表紙及び目次は除く)、ホチキス左肩どめ、ページ数を記入したもの。

・資料1 基本仕様書 4業務内容(1)、(2)に記載する項目全てについて提案すること。

・本業務を円滑に運営するための実施体制について提案すること。

② 見積書(任意様式)

・履行期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額を記載すること。

・経費の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

・事業者名、押印なし

③ 同種または類似業務の実績表(様式8)

- ・同種又は類似業務の実績がある場合は提出すること。
- ・事業者名、押印なし

(3) 提出部数

正本1部、副本8部

※正本の見積書、同種又は類似業務の実績表(様式8)は、事業者名を記載すること。

(4) その他

提出期限までに書類の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとする。

## **11 一次審査**

応募者が多数の場合(7社以上)は、提出書類をもとに書類審査を行い、プレゼンテーション対象者を6社程度に選抜する。一次審査を実施する場合は、その旨を事前に連絡する。また、一次審査の結果及びプレゼンテーション参加対象者への連絡も別途行う。

## **12 プレゼンテーション**

プレゼンテーション参加対象者のプレゼンテーション(提案内容の説明及びヒアリング)を以下のとおり行う。詳細は各参加者に別途連絡する。

(1) 日時 令和6年6月7日(金)14時～(予定)

(2) 説明 時間は30分(準備5分、説明15分、質疑応答10分)

出席者は1団体2名までとする

(3) 審査 選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選考する。

(4) 選考結果通知

令和6年6月10日(月)17時(予定)までに電子メールで通知する。

なお、電話による結果の問い合わせは受け付けない。

(5) その他

① 当該業務に主に従事する担当者が、事業提案書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。

② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること(機器を使用する場合は事前に連絡すること。スクリーンは市が用意する。)

## **13 審査の概要**

(1) 審査方法

審査は事業提案書その他関係資料、プレゼンテーションの内容等を総合的に考慮し、市が設置する審査委員会において行う。委員ごとに各審査項目の評価・採点を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者として契約相手候補とする。なお、最高得点者が複数のときは、審査員が協議のうえ決定する。

(2) 審査基準

資料2 審査基準のとおり

## **14 提案書類の取扱い**

(1) 提案書類の提出後の内容変更は認めない。

ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。

(4) 選考された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。

(5) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益

を害するおそれがある情報など)を除き、公開の対象となる。

## **15 失格要件**

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、審査委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

## **16 契約**

選考委員会で選考された最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

## **17 その他留意事項**

- (1) 提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (4) 企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (5) 本委託業務の全部又は主な部分を第三者に再委託することは禁止する。

## **18 添付資料**

- (1) 資料
  - 資料1:基本仕様書
  - 資料2:審査基準
- (2) 様式
  - 様式1:提案競技質問書
  - 様式2:提案競技参加申込書
  - 様式3:委任状
  - 様式4:誓約書
  - 様式5:役員名簿
  - 様式6:個人用財務諸表
  - 様式7:参加辞退届
  - 様式8:同種または類似業務の実績表

## **19 問い合わせ先・提出先**

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 14 階  
福岡市農林水産局総務農林部農業振興課  
担当:古賀、岡本  
電話番号:092-711-4852  
メール:n-shinko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp